
お知らせ

国際会議等への出席費補助についてのご案内

日本雑草学会では会員の国際的な活動を支援する目的で、海外で開催される会議への出席補助事業を行っています。以下の募集要項に従って奮ってご応募ください。

[募集要項]

対象会議:

海外で開催される雑草学諸分野の国際会議および国際研究集会等を対象とする。

応募資格(下記1) 2) 3)を全て満たすこと):

- 1) 補助を受けようとする会議で講演発表を予定しているか、または座長を依頼されていること。
- 2) 補助を受けようとする会議開催時に、日本雑草学会入会から1年以上を経過していること。
- 3)「雑草研究」あるいは「Weed Biology and Management」に1報以上の筆頭著者論文を掲載しているか、または「日本雑草学会大会」で筆頭著者として口頭またはポスター発表していること。
- 4) 過去に補助金の交付を受けていない者。ただし、学生会員等の常勤ポストに就かない会員は過去に補助金を受領した者も審査の対象とする。

補助金額:

1 件 10 万円以内

応募要領:

別頁の「国際会議等出席補助金応募様式」に従って作成した申請書を、補助を受けようとする会議 開催日の60日前までに下記『申請・問合わせ先』に、Eメール添付で送付すること。

申請・問合わせ先:

日本雑草学会事務支局 国際交流委員会委員長宛

 $E \nearrow - / \nu : wssj@nacos.com TEL : 075-415-3661$

審 査:

- 1) 国際交流委員会において申請書を審査し、補助金支出の可否を決定する。決定後、その結果を会議開催日の30日前までに申請者に通知する。
- 2) 受領実績のない者を優先するため、過去に補助金を受領した者への補助金を減額する場合がある。

報告:

補助金受領の対象となった者は、会議出席後速やかに、出席した会議の概要を国際交流委員会に文書で報告すること。後日、その報告書は「雑草研究」に掲載される。

補助金の受領:

補助金受領対象者は、会議出席後速やかに、前述の報告書とともに補助金送金口座情報を国際交流

委員会に送付し、補助金を受け取る。

その他:

補助金は必要経費の補助であり、不足額を他の機関に申請してもよい。